

## 農地の別段の下限面積について

舟形町農業委員会では、農地法施行規則第20条第1項の規定による農地の別段の下限面積につきまして、平成25年8月の農業委員会定例総会で審議した結果、現行通り50aを下限面積とし、別段の下限面積は設定しないこととなりましたのでお知らせ致します。

### 【方針】

現行の下限面積(別段の面積) 50aの変更は行わない。

### 【理由】

当町では、農地法施行規則第20条第1項第3号で定める基準「下限面積以下の農家戸数が全体の40%を下まわらない」に該当しないことから変更は行わない。

農地法施行規則第20条第2項(新規就農を促進する(遊休農地の活用)するために適当と認められる面積)については、現行でも集約的経営を行う場合は基準面積(50a)以下でも例外的に認めることが可能であり(施行令第6条第3項1号)、意欲ある新規参入者の障害とならいと考えます。

## 第21回 農業委員会総会会議録

開催日時 平成21年 11月30日(月)午後12時45分～13時45分

事務局：1)5反歩要件について

議長：舟形町は5反歩要件でよろしいでしょうか。みなさんの意見を伺いたいと思います。

6番：新規就農者が出てきた場合は協議する必要があると思うから、5反歩要件を変えないにしても、要件次第ではありうるということを付け加えた方がいいと思います。という提案です

議長：そういう意見もありますけどみなさんどうですか。

事務局：具体的に出て来た時に検討するということですね。

6番：相談があった場合は見守るような農業委員会でいいのではないのでしょうか。

議長：新規就農者を支援するということになっていますので、相談があった場合はみんなで協議して決定することでいいと思うのですが。

事務局：必要性が出てきた場合は話をして変えることも可能なわけですから。

議長：舟形町は5反歩要件をそのまましておいて、新規就農者の場合はみなさんで協議して決定してもよいのではと思いますがどうでしょうか。

11番：今言われたようにハウス園芸とか花栽培をしたいと、ただ面積が5反歩なくても自分は農業をしたいと考えがあれば設定の要件として、農業委員会の相談で対応していくことで結構だと思います。

議長：そのようなことで良いのではないですか。

全員一致で合意

## 農地法施行規則

(別段の面積の基準)

**第二十条** 法第三条第二項第五号 の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 設定区域(農業委員会が法第三条第二項第五号 の規定に基づき別段の面積を定める区域をいう。第三号及び次項において同じ。)は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。
  - 二 農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はアールとし、その面積は十アール以上であること。
  - 三 農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未滿の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね百分の四十を下らないように算定されるものであること。
- 2 設定区域が次の各号のいずれにも該当する場合には、法第三条第二項第五号 の農林水産省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、当該設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とする。
- 一 当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。
  - 二 当該設定区域の位置及び規模からみて、当該設定区域内において法第三条第二項第五号 に規定する面積(北海道では二ヘクタール、都府県では五十アールである面積をいう。)未滿の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供する者の数が増加することにより、当該設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。

